

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年10月執行衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布業務に係る委託契約	R6. 10. 18	東灘区連合婦人会	26.5円/件、事務費基本額加算15,000円	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、配布期間が非常に短期間となる。 そのような状況の中で、迅速に配布を行うためには、毎月発行の市広報紙の配布や、選挙公報配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有している区連合婦人会への委託が適当である。また当団体は、日ごろから地域で活発的に活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している。 一方、選挙に関する啓発も業務の一つであり、選挙公報配布という市民と接する貴重な機会をとらえ、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけなど、選挙啓発を推進することができるのは、平素より区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う区連合婦人会以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東灘区選挙管理委員会事務局 (Tel: 841-4131 内線: 911-221)